

特定生活習慣病給付金のお支払い

[上皮内がん等・急性心筋梗塞※・脳卒中・狭心症・脳血管疾患(脳卒中を除く)]



「子宮頸がん」と診断され、病理組織診断の結果、
「上皮内がん」と診断確定された場合

▶約款所定の上皮内がん(上皮内新生物等)に該当するので、特定生活習慣病給付金をお支払いします。



加入した翌月に**乳房の「上皮内がん」と診断確定された場合**

▶責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の上皮内がんは約款で支払対象から除かれているため、特定生活習慣病給付金をお支払いできません。



検査の結果、「急性心筋梗塞」や所定の「脳卒中」と診断され
その治療のために1日以上の入院をした場合

▶急性心筋梗塞や脳卒中の**治療のための入院**をしていますので、特定生活習慣病給付金をお支払いします。



検査の結果、「狭心症」や「非破裂性の脳動脈瘤」と診断され、
その治療のために1日以上の入院をした場合

▶狭心症や非破裂性の脳動脈瘤は、治療のための入院をしても特定生活習慣病給付金をお支払いできません。

治療のための手術を受けている場合は、次項をご確認ください。



検査の結果、「狭心症」や「非破裂性の脳動脈瘤」と診断され、
その治療のための手術を受けた場合

▶狭心症や脳血管疾患の**治療のための手術**を受けていますので、特定生活習慣病給付金をお支払いします。なお、急性心筋梗塞や脳卒中の治療のための手術を受けた場合は、障がい保険金や特定疾病保険金をお支払いします。

解説

- 特定生活習慣病給付金の支払対象となる疾病は、悪性新生物のうち上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、急性心筋梗塞※、脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)、狭心症、脳血管疾患ですが、お支払事由は疾病ごとに異なります。詳細は約款をご確認ください。
- 急性心筋梗塞・狭心症以外の虚血性心疾患はお支払いの対象外ですが、急性心筋梗塞や狭心症の後遺症・合併症とうかがわれる疾病が含まれています。上記の後遺症・合併症になられた場合、過去に「急性心筋梗塞による入院」や「狭心症による手術」をされていたときは、特定生活習慣病給付金をお支払いできる可能性がありますので、大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社の担当者までご連絡ください。
- 特定生活習慣病給付金の支払金額は特約保険金額の10%となります。
- 特定生活習慣病給付金をお支払いした後は、総合障害保障特約020、特定疾病保障特約020からの保険金(高度障がい保険金、障がい保険金、特定疾病保険金、死亡保険金)の支払金額は、特約保険金額の90%となります。

※急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞が対象となります。